

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計年度任用職員の給与、報酬 及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、非常勤職員就業規則第2条第1項第4号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 一週間当たりの通常の勤務時間が法人に常時勤務する職員（以下「正規職員」という。）の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である（以下「フルタイム」という。）会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当を給与といい、一週間当たりの通常の勤務時間が正規職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である（以下「パートタイム」という。）会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び特殊勤務手当を給与という。

(給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与に関する規程（以下「職員給与規程」という。）第2条別表第1、別表第2、別表第4、別表第5及び別表第7に掲げる給料表によるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを第3条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に定める級別基準職務表によるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第2に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき、又は同表の職種欄にその者に適用される区分が定め

られていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

- 2 会計年度任用職員として同種の職務（理事長が認めるものに限る。）に在職した年数（以下「経験年数」という。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第7条及び第8条に定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。
- 3 前項の規定による号給は、職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。
- 4 前各項の規定により決定された号給に基づく給料の額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき決定される千葉県地域別最低賃金の額を下回るときは、前各項の規定にかかわらず、地域別最低賃金の額を満たす直近上位の号給とすることができる。

（職種別基準表の適用方法）

第6条 職種別基準表は、職種欄の区分に応じて適用する。

（経験年数を有する者の号給）

第7条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月（各区分におけるその者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を第4条第1項の規定による号給の号数（前条の規定による号給を含む。）に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- （1） 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上である月からなる
経験年数 4
- （2） 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が23時間15分以上31時間未満である月からなる経験年数 3
- （3） 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分 以上23時間15分未満である月からなる経験年数 2
- （4） 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分 未満である月からなる経験年数 1

（特殊な経験等を有する者の号給）

第8条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

（別に定める会計年度任用職員の給与）

第9条 理事長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、理事長が別に定める。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第10条 職員給与規程第7条の規定はフルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第11条 職員給与規程第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用し、通勤手当の支給については、正規職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等）

第12条 職員給与規程第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用し、時間外勤務手当等の支給については、正規職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第13条 職員給与規程第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用し、休日勤務手当の支給については、正規職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第14条 職員給与規程第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用し、夜間勤務手当の支給については、正規職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第15条 職員給与規程第20条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用し、宿日直手当の支給については、正規職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第16条 職員給与規程第23条の規定は、任期の定めが6ヶ月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用し、期末手当の支給については、正規職員の例による。

2 前項の場合において、任期の定めが6ヶ月に満たないフルタイム会計年度任用

職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（事項及び第24条において同じ。）の定め合計が6ヶ月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6ヶ月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第17条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給方法は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の特殊勤務に関する規程（以下、「特殊勤務に関する規定」という。）第1条から第3条及び第5条から第8条を準用し、特殊勤務手当の支給については、正規職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料額の算出）

第18条 職員給与規程第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用し、勤務1時間当たりの給料額の算出については、正規職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第19条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他理事長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）第33条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前各項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの就業規則第33条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第21条 特殊勤務に関する規定第1条から第3条及び第5条から第8条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務に関する規定の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第22条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間

以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前各項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（1） 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

（2） 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第23条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務 1 時間につき、第28条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第 1 項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務 1 時間につき第28条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第25条 第28条各項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額及び第22条から前条までの規定により勤務 1 時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第26条 職員給与規程第23条の規定は、任期の定めが 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として理事長が別で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、職員給与規程第17条第17項（期末手当基礎額）中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 ヶ月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して理事長が別で定める額を除く。）の 1 箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが 6 箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めが 6 箇月以上に至ったとき

は、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 4 第1項に規定する理事長が別で定めるものは、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第27条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、翌月15日に支給する。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

- 2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下本項において同じ。）となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。
- 3 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 4 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 5 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第28条 第22条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号

に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第20条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

3 第1項第1号に規定する理事長が別に定める時間は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間に18を乗じて得た時間とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第29条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他理事長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第30条 職員給与規程第30条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員が職員給与規程第10条に定める通勤手当の

支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納等については、職員給与規程第10条の規定の例による。

3 前項の規定による費用弁償の額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担する場合は、1出勤日の往復運賃相当額等に当該月における実出勤日数を乗じて得た額又は1箇月定期券の額若しくは実出勤日数に応じた回数券の額のいずれか低い額とする。

（2） 自転車及び自動車その他の原動機付の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする場合は、職員給与規程第10条第1項第2号又は第3号の規定に準じて算出した額と、この額を20で除した額に実出勤日数を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

（3） 交通機関等を利用し運賃等を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする場合は、前各号の規定によりそれぞれ算出した額を合計して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の業務のための出張に係る費用弁償）

第32条 パートタイム会計年度任用職員が業務のための出張に係る費用を負担するときは、その出張に係る費用弁償を支給する。

2 出張に係る費用弁償の額は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の旅費に関する規程の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は職員給与規定第3条別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5における2級以下及び別表第7における1級に相当するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月29日 独香管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

職種	職務の級	基準となる職務
(1) 事務職	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務
(2) 労務職	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
(3) 医療技術職、その他のフルタイム会計年度任用職員	1 級	資格、知識、経験等を有し担当業務を主体的に行う職務
	2 級	相当程度の資格、知識、経験等を有し担当業務を主体的に行う職務
(4) 看護師その他のフルタイム会計年度任用職員	1 級	准看護師の職務
	2 級	1 助産師又は看護師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする准看護師の職務

別表第 2（第 5 条関係）

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務（事務職）	1	10	1	22
一般事務（医師事務作業補助者）	1	18	1	30
看護補助員・医療支援部助手（労務職）	1	18	1	30
ボイラー技士（労務職）	1	44	1	56
ボイラー技士（他の有資格者）（労務職）	1	75	1	87
医療技術職（医療職二）	2	43	2	55
准看護師（医療職三）	1	21	1	33
看護師（医療職三）	2	36	2	48
教員（教育職）	1	31	1	43